

入札に参加する皆様へ

平成29年9月
独立行政法人水資源機構

独立行政法人水資源機構は、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、技術労働者の処遇向上を図り、建設業の発展に必要な人材の確保につなげ、健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等未加入対策を行っております。

この度、平成29年10月1日より入札手続きを開始する工事より、従来の社会保険等未加入対策と合わせ、受注者が特別の事情がなく、社会保険等未加入建設業者を一次下請負人以外の下請負人とした場合において、指定された期日までに未加入の社会保険への加入確認書類が提出されなかったときは、受注者に対し違約罰を請求し、指名停止措置を行います。なお、指名停止措置を受けた受注者は、工事成績評定の減点対象となります。

また、既に実施している社会保険等未加入対策については以下のとおりです。

- ・社会保険等未加入建設業者におかれましては、水資源機構で発注する工事において、競争参加資格を認めておりません。また、業者登録においては、有資格業者登録の申請を受け付けておりません。
- ・受注者が特別の事情がなく、社会保険等未加入建設業者を一次下請負人とした場合は、受注者に対し違約罰を請求し、指名停止措置を行います。また、特別の事情がある場合においても、指定された期日までに未加入の社会保険に参加しなかったときは、受注者に対し同様の措置を行います。